

地域包括支援センターに関して

1 介護予防支援事業の委託について

(1) 介護予防支援事業の取り扱いについて

要支援認定者のケアプランについては、指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターにおいて作成するか、地域包括支援センターから地域の居宅介護支援事業所へ委託し作成しています。

委託にあたっては、プラン作成を運営協議会の開催まで保留にすることができないため、事後において承認をいただいております。

(2) 委託先の追加について

前回承認をいただいた時点から追加となった委託事業所は、下記のとおりです。当該委託事業所は、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所として指定されており、適切な対応が見込めることから委託をおこないました。

名 称	住 所
愛和荘居宅介護支援事業所	津山市桑下 1 2 7 2 番地 3